

第 29 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 29 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 令和 2 年 2 月 25 日 午後 2 時 00 分開会
会議場所 大船渡市役所：議員控室

議事日程第 1 号

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 書記及び議事録署名人の指名
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
日程第 4 議案第 1 号 農地転用事業計画の変更申請について
日程第 5 議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 7 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 8 議案第 5 号 農地法の適用外であることの証明願について
日程第 9 議案第 6 号 買受適格証明願について
日程第 10 議案第 7 号 農業委員会の適正な事務実施に係る令和元年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価（案）及び令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 9 名）

議長	菊地 英浩君	1 番	金野たか子君
2 番	鈴木 力男君	3 番	古内 嘉博君
4 番	中村 亨 君	5 番	廣澤 恵美君
6 番	細谷 知成君	7 番	藤原 重信君
8 番	欠 員	9 番	熊谷 玲子君

（農地利用最適化推進委員 10 名）

〔大船渡地区〕	大船渡地域	佐藤 優子君	末崎地域	尾形 正男君
	末崎地域	村上 優司君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 和雄君	立根地域	今野八重子君
	日頃市地域	木村マリ子君		
〔三陸町地区〕	綾里地域	畑中 圭吾君	越喜来地域	岡澤 成治君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（0名）

事務局出席者

局長 飯田 秀 君

局長補佐 細谷 真実君

係長 羽根川 恵一君

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

午後 2 時 00 分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻前ではございますが、全員揃いましたので、これより第 29 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。改めまして第 29 回総会にご出席いただきましてありがとうございます。23 日の強風でパイプハウス等の被害はなかったでしょうか。今年は暖冬ということで雪もなく、また雨も少なく、暖房費が少ないのは助かりますが、春には水不足を心配している方が大勢おります。水稻の作付けには支障を来すのではないかと、これほど暖かいと今年こそ例年以下になるのではないかと心配しています。

さて、皆様には 6 日の時点でお知らせしてありますが、2 月 21 日の全国農業新聞に 19 年度農山漁村女性活躍表彰受賞者の欄があり、女性登用参画部門の農林水産大臣賞に大船渡市農業委員会が輝いたとありました。3 月 6 日に開かれる未来農業デイズで表彰式を行うとあるとおり、事務局と女性委員が打ち合わせをして発表の準備をしておりましたが、今騒がれている新型コロナウイルスにより、東京都でも 3 週間イベントを控えるよう指示したことや、新型コロナウイルスの拡散状況などを考慮し、表彰式を欠席することといたしました。農林水産大臣賞の受賞ということで、とても喜んでおりましたが、今回ばかりは仕方ありません。皆さんの周りにも仕事などでウィルスが発症している地域へ行かれる方、また向こうから来る方もいると思います。大船渡から出ないからいいではなく、ウィルス対策をしっかりとしていただくようお願いいたしまして挨拶いたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は 9 名、推進委員は 10 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、飯田事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（飯田秀君） それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予定を申し上げます。初めに先月 1 月 25 日開催の第 28 回総会以降の経過報告でございます。2 月 3 日開催の県農業会議主催の経営戦略セミナーには藤原委員、中村委員、事務局から細谷補佐が出席をしております。2 月 5 日には J A 大船渡本店において大船渡市農業協同組合役員報酬審議会が開催され、会長が出席をしております。2 月 6 日には午前中に市役所で農地・農政各専門委員会が、午後からは住田町で大船渡地方農業振興協議会総合研修会、気仙地方農政連絡会委員等研修会及び懇親会が開催されました。専門委員会では本日議案として上程いたします評価と点検についてご審議をいただいたところであります。2 月 12 日から 13 日には盛岡市において、女性農業委員が構成委員となっているポラーノの会第 1 回理事会と総会、女性農業委員・推進委員研修会が開催され、女性委員 4 名と私が出席をしております。2 月 14 日には盛岡市において第 47 回岩手県農業会議常設審議委員会が開催され、会長が出席しております。2 月 18 日から 19 日には盛岡市において市町村

農業委員会会長・事務局長研修会及び会議が開催され、会長と私が出席をしております。

次のページをお開きください。本日の総会以降の行事予定についてでございます。3月9日には令和2年度の大船渡市農業労賃標準額設定検討委員会を開催することとしております。会長、職務代理人、農地・農政の各専門委員長が委員となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。3月11日の東日本大震災九周年大船渡市犠牲者追悼式には会長と私が出席する予定です。3月16日の第48回岩手県農業会議常設審議委員会には、会長と細谷補佐が出席しますし、同日午後開催される農業会議定期総会には会長が出席する予定としております。なお最後になりますが、次回の第30回総会は3月27日に開催を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。なお行事等についてご不明の点がございましたら、事務局までお問い合わせをいただきたいと思います。私からは以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の羽根川恵一係長、議事録署名人には7番藤原重信農業委員、9番熊谷玲子農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は3件です。1番、登記地目、現況地目ともに畑、2,600㎡。相続による権利の取得。1月30日届出、1月30日受理。2番、登記地目、現況地目ともに畑、846㎡。相続による権利の取得。2月5日届出、2月5日受理。次のページをお開きください。3番、登記地目畑及び田、現況地目畑、山林及び田、2,669㎡。相続による権利の取得。1月21日届出、1月21日受理。以上です。

○議長（菊地英浩君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号農地転用事業計画の変更申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 4ページをお開きください。議案第1号農地転用事業計画の変更申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は1件です。1番、登記地目田、現況地目雑種地、5,674㎡のうち2,619㎡。賃貸借。転用目的・施設等、土砂仮置場、仮設建物1,500㎡、資材置場375㎡、駐車場、通路744㎡。転用理由、浄水場浄水棟新築工事の土砂仮置場、駐車場として利用したい。平成30年3月27日付大船渡市農業委員会指令第5-18号による許可を受けておりまして、令和元年12月25日までの一時転用の許可でありました。この度、発注工事の期間が延長したことに伴い期間延長したいということで、令和2年3月25日まで期間を延長したいということです。これは追認案件となります。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について大船渡地区猪川地域鈴木和雄推進委員からお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員（鈴木和雄君） 推進委員の鈴木です。農地転用事業計画の変更についてご説明いたします。20日に借受人から聞き取り、現場確認調査しました。市発注の浄水場建設工事の駐車場として利用しているとのことでした。平成30年許可しているところです。発注工事の期間が延長したとのことでした。問題はないと考えています。工事は大体99%くらい終わっていました。土砂はありませんでしたけれども、現状は駐車場です。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 5ページをお開きください。議案第2号農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は1件です。1番、登記地目、現況地目ともに畑、1,183㎡。交換。経営規模拡大のため。受入世帯の稼働人員3人中1人。大型機械を耕運機1台を所有しております。

宅地と交換とのこと。詳細については事前に配付した調査書に記載されております。
以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について9番熊谷玲子農業委員からお願いします。

○9番（熊谷玲子君） 9番熊谷です。議案第2号農地法第3条1項の許可申請1番についての報告をいたします。譲受人宅前に申請した畑があります。譲受人の娘さんに19日の午後4時半頃、自宅にて聞き取りをいたしました。譲渡人とは近い親戚関係にあります。譲渡人の母親が去年亡くなり、自分が建築の仕事をしていて畑を耕すことができないことから、この畑を自宅前で作業しやすい場所にある譲受人に譲るため、今度の申請に至ったそうです。交換する土地は穴通磯に行く途中の道路沿いにあります。報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第6、議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 6ページをお開きください。議案第2号農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は2件です。1番、登記地目田、現況地目雑種地、5,674 m²。転用目的・施設等、駐車場37台1,047 m²、資材置場240 m²、土砂仮置場1,890 m²、通路・重機搬入路。転用理由、貸駐車場、貸資材置場等に転用したい。現在、建設業甲社と乙社に令和2年3月まで貸し出しており、一時転用許可済みのところです。震災以降、一時転用が継続されており、現在賃貸している企業が撤退後も引き合いが多いということで、今回、永久転用しようとするものです。2番、登記地目、現況地目ともに畑、776 m²。転用目的・施設等太陽光発電装置、パネル228枚、出力49.5kW。転用理由、太陽光パネルを設置し売電したい。東北経済産業局認定済み、東北電力の系統連携技術検討済みです。これは12月の農振除外に出てきた案件であり、現在、公告が終わりまして、農振除外の許可を待っているところですが、3月初めくらいに農振除外許可が出るということです。その日と同日付けの条件付き許可となります。立地基準につきましては、いずれも第2種農地に該当し、他の土地では代替性がないため基準を満たしております。一般基準については、1番については現在一時転用している形態をそのまま利用するため資金は必要ありませんし、2番については融

資証明により資金の確保を確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番について大船渡地区猪川地域鈴木和雄推進委員からお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員（鈴木和雄君） 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農地転用事業計画の変更について説明したとおりでございます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。

なお、ただいま許可相当と決定した案件については、3,000㎡を超えるため、岩手県農業会議へ諮問し、異議なしの答申を受けてからの許可となります。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号2番について三陸町地区綾里地域畑中圭吾推進委員からお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員（畑中圭吾君） 推進委員の畑中です。議案第3号2番について報告します。この場所は昨年12月の第27回総会で農振除外の申請が出たところがあります。2月の23日申請者に電話で聞き取りをいたしました。今回の申請に至った経緯ですが、今後の生活設計のために太陽光を設置し売電し、収入を得るとのことであり、設置費等については金融機関からの借入れの目途がたっているということでもあります。このことによる周辺農地に与える影響ですが、南側に一部耕作地が見受けられますが、設備そのものの特性上、日照などの影響は特にないものと見てまいりました。以上、報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において条件付許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号2番は本委員会において条件付許可とすることに決定いたしました。

なお本案件は、農振除外日と同日の条件付許可といたします。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第7、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 7ページをお開きください。議案第4号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は7件です。1番、登記地目、現況地目ともに畑、1,690㎡。賃貸借。転用目的・施設等、太陽光発電設備設置敷地、パネル260枚、1,528㎡。通路162㎡、出力49.5kW。当該土地を賃借し太陽光発電事業を行う。貸借期間30年間。東北経済産業局の設備認定済、東北電力の系統連携技術検討済。既に砂利敷きであり追認案件となります。始末書が提出されております。2番、登記地目、現況地目ともに田、1,168㎡。売買。転用目的・施設等、鉄骨資材置場。事業拡大に伴い、当該地を事業用資材置場として利用したい。これも農振除外日と同日の条件付き許可となります。次のページをお開きください。3番、登記地目、現況地目ともに畑。821㎡。使用貸借。転用目的・施設等、バレエ教室平家建1棟113.86㎡、駐車場5台。父の土地を借りてバレエ教室を建築したい。これも農振除外と同日の条件付き許可となります。4番、登記地目田、現況地目畑、168㎡。使用貸借。転用目的・施設等、選挙事務所用敷地、仮設事務所52.44㎡。後援会事務所・選挙事務所として使用したい。令和2年4月30日までの一時転用。5番、登記地目、現況地目ともに田、561㎡。賃貸借。転用目的・施設等、仮設道路168㎡、資材置場393㎡。通学路整備事業市道改良工事に伴う仮設道路。令和2年8月までの一時転用。これも追認案件です。始末書が提出されております。6番、登記地目田、現況地目宅地、1,570㎡。賃貸借。転用目的・施設等、観光施設平家建2棟100㎡、駐車場15台500㎡、その他イベントスペース、通路外。観光施設として使用したい。平成27年から令和4年3月31日までの一時転用。これも追認案件です。始末書が提出されております。これは農地パトロールにより指導した案件となります。次のページをお開きください。7番、登記地目、現況地目ともに畑、1,006㎡のうち110㎡。使用貸借。転用目的・施設等、選挙事務所、仮設事務所1棟51.7㎡。市会議員の選挙事務所として使用したい。令和2年5月31日までの一時転用。立地基準についてはいずれも第2種農地に該当し、他の土地では代替性がないため許可基準を満たしております。一般基準については金融機関からの融資証明、残高証明により資金の確保について確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に地区担当の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第4号1番について9番熊谷玲子農業委員からお願いします。

○9番（熊谷玲子君） 9番熊谷です。議案第4号農地法第5条1項の許可申請1番についての調査報告をいたします。この案件は、昨年12月に第27回総会において農用地区域からの除外申請があった場所です。気仙沼で電気工事業している友人が太陽光発電パネルを設置したいということで、30年間貸すそうです。隣接する耕作者は了解済みです。貸付人に19日の午後4時45分頃、確認の聞き取りをいたしました。報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号1番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号1番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。

なお、ただいま許可相当と決定した案件については追認案件のため、岩手県農業会議へ諮問し異議なしの答申を受けてからの許可となります。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号2番について2番鈴木力男農業委員からお願いします。

○2番（鈴木力男君） 2番鈴木です。議案第4号2番について報告いたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、譲渡人と事業者から聞き取りと現地確認をした結果を報告いたします。2月22日に申請人より聞き取り調査をし、その後、譲受人と現地確認をいたしました。譲渡人は農業の規模縮小を考えていたということでございますし、譲受人は事業拡大に伴い、資材置場に利用したいということでございました。隣接する農地には資材置場ということで、建物等は建てないということで、日照等の水田に対する障害はないと確認してまいりました。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案について4号2番について本委員会において条件付許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号2番は本委員会において条件付許可とすることに決定いたしました。

なお本案件は農振除外日と同日の条件付許可といたします。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号3番と4番について7番藤原重信農業委員からお願いします。

○7番（藤原重信君） 7番藤原でございます。議案第4号の番号3、そして番号4の調査の結果をご報告いたします。番号3でございますが、12月の総会の時に農用地区域からの除外を申請されまして、合意した案件であります。20日午前、再度現地の確認と土地所有者から話をお聞きいたしました。場所は12月にもお話ししたとおり、貸付人のご自宅の

北側に隣接する農地であります。現況は細長い傾斜地の畑でありまして、きれいに草が刈られた管理された草地と見てまいりました。ここに貸付人の娘さんである借受人がバレエ教室の施設を建築したいとのことでの申請であります。周辺は貸付人の所有地で合意しているので問題ないと思われませんが、申請地は傾斜地なので、どのように活用するのかをお聞きしました。隣接する市道の向かいの所有地の土を移動して、教室と駐車場の敷地を作りたいとのことでした。現在、業者との相談中ということでございます。次に番号4についてのご報告をいたします。場所は借受人の自宅の隣になります。現況は畑で、きれいに管理されておりました。借受人からお聞きしますと、市議会議員の選挙のある時は、いつも借りているということでした。今回も後援会事務所、選挙事務所の場所として借りるつもりで、電気、水は借受人の自宅から、排水も自宅の排水施設を利用するとのことでした。許可が出次第プレハブ事務所を建てたいと思っているので、よろしくお願ひしますということでもございました。以上であります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号3番について本委員会において条件付許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号3番は本委員会において条件付許可とすることに決定いたしました。

なお、本案件は農振除外日と同日の条件付許可といたします。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号4番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号4番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号5番について三陸町地区綾里地域畑中圭吾推進委員からお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員（畑中圭吾君） 推進委員の畑中です。議案第4号5番についての調査報告をいたします。2月の20日午前10時頃、貸付人並びに借受人を訪問、聞き取り調査を実施いたしました。今般、申請に至った経緯としては、転用理由にもある

とおり、市道改良工事に伴う仮設道路として、令和2年8月までの一時転用になります。現地の状況は、現在休耕田に工事用鉄板を敷き詰め、迂回道路として使用しておりました。今回、この申請の遅れた理由として、借受人の話では、大船渡市との工事の請負契約の際、仮設道路が入っており、市の方で申請するものと思っていたが、そうではなかったといったような行き違いがあり、申請が遅れたとのことでありました。このことによる周辺農地への影響ですが、北側に河川を挟んで休耕田がありますが、転用理由からいっても特に問題はないものと思います。以上で報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号5番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号5番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号5番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。

なお、ただいま許可相当と決定した案件については追認案件のため、岩手県農業会議に諮問し、異議なしの答申を受けてからの許可となります。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号6番について7番藤原重信農業委員並びに9番熊谷玲子農業委員からお願いします。

○7番（藤原重信君） 7番藤原でございます。議案第4号番号6についての調査の報告をいたします。この案件は、熊谷玲子委員と私とで農地パトロールをした箇所でございます。地目は田でございますが、現況は草刈りが行き届いた雑種地、そして平らな箇所に交流施設が1棟、後ろに倉庫として利用している建物が1棟ありました。借受人から聞き取りをいたしました。借受人は県内出身で、三陸町と出身地を行ったり来たり暮らしたということを話しておられましたし、NPO法人の代表を務めていることもわかりました。以前は海外で潜水作業をしていましたが、東日本大震災後に三陸町に来て、ダイバーとして海中の掃除をしながら海草、ウニ、アワビなどの魚介類が住みつきやすいように海の環境づくりの仕事をしているとのことでした。三陸町に多くのボランティアの方々が来るので、交流の場を作りたいと思い、貸付人から所有地をお借りして建設業者に相談をし、自費で建てたとのことでした。地目は雑種地と聞いていたし、一切を業者に依頼し建築確認も取れたとのことでしたから安心しておりました。わからないことが多いので教えてくださいというふうに言われました。周辺環境に配慮し、きれいに維持管理されていると見てまいりました。以上、報告です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号6番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号6番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号6番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。

なお、ただいま許可相当と決定した案件については、追認案件のため岩手県農業会議へ諮問し、異議なしの答申を受けてからの許可となります。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号7番について3番古内嘉博農業委員並びに4番中村亨農業委員からお願いします。

○3番（古内嘉博君） 3番古内が説明します。現況は畑とか雑種地状態です。一時転用になりますけれども、選挙事務所を建てたいということでした。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号7番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号7番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号7番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第8、議案第5号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 10ページをお開きください。議案第5号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は2件です。1番、登記地目畑、現況地目宅地、120㎡。非農地の事由、平成7年、隣地に住宅が建築されて以来一体利用し、現在に至る。長年宅地として利用されており、登記簿地目も農地でないと考えていた。2番、登記地目畑、現況地目山林、2,856㎡。非農地の事由、昭和50年頃から平成10年にかけて杉等を植林して山林として利用している。課税地目が山林となったため、手続きの必要があるとはわからなかった。いずれも始末書が提出されております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いをいたします。議案第5号1番について6番細谷知成委員からお願いします。

○6番（細谷知成君） 6番細谷です。議案第5号の1番につきまして2月21日に現地調

査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。現地の状況ですけれども、住宅の擁壁及び崖地の法面部分で、高低差が5～6mほどあり、法面部分にはツツジが植栽されている状態です。周辺の状況ですけれども、北側は申請地と同様の崖地、西側は宅地、東と南側は更に高台にある宅地へと続く法面となっております。申請に至った経緯ですけれども、平成7年に隣地の所有者が住宅を建設して以来、宅地の擁壁及び法面として一体利用してきており、これまでは住宅敷地を当該者同士が賃貸契約を結んで貸してきましたが、隣地の所有者より住宅敷地を譲ってほしいと相談されたことから、土地を調べて申請地が農地のままになっていることが判明したということでもあります。周囲への影響ですけれども、隣接地に農地はなく、25年近く住宅敷地として一体利用してきていることから、周囲への影響はないものと思われまふ。報告は以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第5号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号1番について本委員会において願いのとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号1番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第5号2番について三陸町地区綾里地域畑中圭吾推進委員からお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員（畑中圭吾君） 推進委員の畑中です。証明願い2番について報告をいたします。2月21日午前9時頃、申請人と現地確認と聞き取り調査を実施しました。現地は登記簿上の畑地とは全く様相を異にした樹齢50年を超えるような杉の大木が立ち並んでいる山林であります。申請者自身、耕作地であったことの記憶が余りないということでもあります。戦後、食糧事情の悪い時、一時的に開墾した土地であり、その後に植林し現在に至ったようであります。いずれ農地としての復旧は極めて困難なものと思てまいりました。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第5号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号2番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号2番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第9、議案第6号買受適格証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 11 ページをお開きください。議案第6号農地の買受適格証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

願出件数は1件です。1番、登記地目畑、現況地目雑種地、82㎡。願出の事由、盛岡地方裁判所一関支部において競売に付されることになった農地を買い受け、当該地を通路として利用するものである。農地法第5条第1項による転用の内容は通路82㎡であり、競売売却面積944㎡のうちの一部となっております。立地基準につきましては第3種農地に該当し許可基準を満たしております。一般基準につきましては、資金の確保については金融機関の残高証明書により確認しております。本案件につきましては、盛岡地方裁判所の競売の対象となっているものです。競売物件であっても落札された方は農地法の規定による許可を受けることが必要となります。農地法第5条の許可基準にてらしあわせ、申請人は許可基準を満たしており、適格かどうかをここで審査していただくものです。なおまた買受適格証明書の交付を受けた借受申出人が落札者となった場合、別途5条許可証が必要となりますが、農林水産省通知により、買受申出人より農地法第5条の許可申請が提出された場合においては、事務の迅速化を図るため、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、再度総会で審議を行わず許可をして差し支えない旨の議決をしておることとされております。説明は以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第6号1番について大船渡地区大船渡地域佐藤優子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区大船渡地域推進委員（佐藤優子君） 議案6号1番について説明をさせていただきます。現地調査を2月21日にさせていただきまして、願出人のお宅を21日に訪問いたしました。ご不在だったので、昨日改めてお電話にてお話しをさせていただきました。先ほど説明があったとおりですが、競売にかけられた土地を購入されたそうですが、3筆購入のうち今回申請地1筆が農地ということがわからず購入に至ったということです。当該地は宅地への通路として利用したいということでした。周辺農地への影響ですが、周辺は住宅地の様相を呈しており、周辺に対する影響はないものと思われまます。以上です。よろしく願いいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第6号1番について質疑、意見を許します。何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第6号1番について本委員会において願いのとおり決定し、買受適格証明書の交付を行い、申請人

が落札人となり、農地法第5条第1項の規定による許可申請がなされた場合、その証明書と同一の内容であると認められた時は再度総会審議をせず許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号1番については本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第10、議案第7号農業委員会の適正な事務実施に係る令和元年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価(案)及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題といたします。議案第7号につきましては、去る2月6日に開催されました農地・農政専門委員会でそれぞれの審議をしておりますので、その審議結果を各専門委員会の委員長から報告をお願いします。初めに農地専門委員会における審議結果を岡澤成治委員長からお願いします。

○農地専門委員会委員長(岡澤成治君) 農地専門委員長の岡澤です。農地専門委員会の審議についてご報告いたします。当日の出席委員は9名全員でした。議長から書記に事務局羽根川係長、議事録署名人に熊谷玲子委員と菊地久寿委員を指名し、会議を始めました。

最初に事務局飯田局長から議案の朗読と説明を受けまして、令和元年度の活動の点検評価(案)と令和2年度の活動計画(案)に分けて進めました。主な質問、意見等は次の3点です。一つ目は、遊休農地に関する評価の活動実績項目。椿の植樹やお茶の栽培の外に、椿サミット開催に向けて農林課から依頼を受けて行なっている椿の種蒔き、そして苗作りの文言を加えてほしいとの提案があり、これを加えることにしました。二つ目は、遊休農地に植えた椿の管理を誰がするのかという質問がありまして、事務局から地主がやっているというような回答がありました。三つ目は、令和2年度の活動計画(案)について、遊休農地の解消面積目標1haについて実績と比べて適当なのかという質問があり、事務局から数年間の平均をとって決めた面積との説明がありました。

以上3点に主な意見、質問ということで多々お話しがありましたけれども、いずれ質疑終わって一部修正の上、全員賛成で決定しましたので、報告いたします。

○議長(菊地英浩君) 次に農政専門委員会における審議結果を藤原重信専門委員長からお願いします。

○農政専門委員会委員長(藤原重信君) 農政専門委員会の委員長を務めておる藤原でございます。専門委員会の報告をさせていただきます。出席委員は10名全員でございます。書記は事務局の金野臨時職員、議事録署名人は菊地英浩委員、今野八重子農地利用最適化推進委員にお願いしました。

議案は令和元年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価(案)、そして令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について審議をいたしました。いろいろ意見が出ましたが、協議の結果、賛成の挙手が全員であり、原案のとおり決定をいたしました。

意見をまとめて少し報告をさせていただきたいと思います。二つほどあります。一つは、鳥獣被害対策についての発言が結構ございました。内容は、被害が深刻であり、もっときめ細かな対策が必要だと思ふ。日頃市の方は対策が進んでいるが、末崎町は補助事業の対策がなされていないような感じがするというような発言がございまして、事務局の方は、これから開催される人・農地プランの座談会に関係者が出席するので、そこでその意見をお互いが話し合ったらどうかということで、お互いに了承したところであります。二つ目は、人・農地プランの座談会の持ち方について、いろいろ意見がございました。末崎町、赤崎町では座談会に来る方が2～3人。指名して案内するくらいでないと集まらないような気がすると。そしてまた範囲が広いと他人事になってしまうので、区割りを小さくして開催したらどうかという意見もございました。以上の発言があったことを事務局から農林課の方に伝えてもらうことにいたしました。既に事務局の方は農林課の方にこのことを伝えてありますので、ご報告をしておきます。座談会にはお互いに農業委員の我々も関係者を誘って出席するように心がけたいと、そう感じたところであります。以上、報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） 以上の報告を踏まえまして、事務局より修正した議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 12ページをお開きください。議案第7号農業委員会の適正な事務実施に係る令和元年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価（案）及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について。令和2年2月6日に開催した令和元年度第1回農地専門委員会及び第1回農政専門委員会において議決された標記活動点検・評価（案）並びに活動計画（案）について、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。また、標記活動点検・評価案並びに活動計画案が本委員会において可と決定された場合、その内容を地域の農業者等に公表し、30日間それらの者からの意見及び要望等を募集することについて承認を求めるものです。

変更箇所のみご説明いたします。変更箇所は全部で3箇所でございます。それでは15ページをお開きください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の3番、下の方ですが、目標の達成に向けた活動というところの活動実績のところ、8月分、8月に赤崎町の新規就農者に関係機関の状況提供を行なった。これは状況ではなく情報提供を行なったに直します。それから16ページをお開きください。遊休農地に関する措置に関する評価ということで、3番の2の目標達成に向けた活動というところの活動実績、農地専門委員会の意見を受けまして下線部分ですね、苗木の栽培や実拾い等市の椿の産業化も支援したというふうに付け加えております。それから18ページ、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検というところですね、これ、担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員が抜けておりましたので、こちらを付け加えております。それからまた2番の農地転用に関する事務の中の、総会等での審議の実施状況でも、やはり担当地区の農業委員・

農地利用最適化推進委員というところが抜けておりましたので、そこを書き加えることにいたしました。このような、これが案となりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第7号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第7号を本委員会において原案のとおり決定し、縦覧に供することを承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号農業委員会の適正な事務実施に係る令和元年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価（案）並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については本委員会において原案のとおり縦覧に供することに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第29回総会を閉会いたします。

午後2時54分閉会